

東京学芸大学就職委員会規程の一部改正について（案）

現 行	改 正（案）
<p>〔省略〕</p> <p>（組織） 第2条 委員会は、各部から選出された教授会構成員2名をもって組織する。 <u>2 学長は、前項の委員のほか、教授会構成員の中から委員会の議を経て、若干名の委員を委嘱することができる。</u></p> <p>（任期） 第3条 前条第1項の委員の任期は2年とし、再任を妨げない。ただし、<u>任期途中で欠員のため補充された委員の任期は、前任者の残任期間とする。</u> <u>2 前条第2項の委員の任期は、同条第1項の委員の任期の終了の日までとする。</u></p> <p>（委員長） 第4条 委員会に委員長を置き、委員の互選により定める。 <u>2 委員長に事故あるときは、あらかじめ委員会が選出した委員がその職務を代行する。</u> <u>3 委員長は、委員会を招集し、議長となる。</u></p> <p>（処理事項） 第5条 委員会は、次の事項の処理にあたる。 (1) 就職あつ旋対策に関すること。 (2) 就職あつ旋に係る各部の連絡調整に関すること。 (3) 求人先の開拓に関すること。 (4) 就職指導に関すること。 (5) その他就職に関すること。</p> <p>〔省略〕</p>	<p>〔省略〕</p> <p>（組織） 第2条 委員会は、次の各号に掲げる委員をもって組織する。 <u>(1) 各学系の教授会構成員から選出された者 各2名</u> <u>(2) 学生サービス課長</u> <u>(3) 大学院課長</u> <u>(4) 学長が委嘱する者 若干名</u></p> <p>（任期） 第3条 前条第1号及び第4号の委員の任期は、2年とし、再任を妨げない。ただし、<u>欠員が生じた場合の補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。</u></p> <p>（委員長等） 第4条 委員会に委員長及び2名の副委員長を置き、委員の互選により定める。 <u>2 委員長は、委員会を招集し、議長となる。</u></p> <p><u>3 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故あるときは、委員長があらかじめ指名する副委員長がその職務を代行する。</u></p> <p>（処理事項） 第5条 委員会は、次の事項の処理にあたる。 (1) 就職対策に関すること。 (2) 就職に係る各学系の連絡調整に関すること。 (3) 求人先の開拓に関すること。 (4) 就職指導に関すること。 (5) その他就職に関すること。</p> <p>〔省略〕</p> <p>附 則 <u>1 この規程は、平成16年4月1日から施行する。</u> <u>2 改正前の東京学芸大学就職委員会規程第2条の規定により選出又は委嘱された委員については、改正後の規程第2条第1号若しくは第4号の規定により選出又は委嘱されたものとみなす。</u></p>